

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	観光振興課
契約締結年月日	令和3年4月15日
契約者名	Trip.com グループ
契約名	OTA（オンライン旅行代理店）連携緊急デジタルプロモーション事業業務委託
契約金額 (税込み)	30,000,000円
随意契約理由	<p>本業務については、次の事由のため、上海携程商務有限公司（Trip.comグループ）と随意契約を締結することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 上海携程商務有限公司（Trip.comグループ）が開発するCtripは、中国本土において3億人以上の会員を持つ中国最大のオンライン旅行代理店サイトである。訪日中国人客約736万人のうち、50%（約365万人）がCtripを利用して航空券や宿泊施設を予約している。（2017年、JETRO） Ctripはオンラインライブ配信機能を通じて、中国国内3億人の会員、一日あたり1,000万人のアクティブユーザーに旅行関連情報を配信している。この機能は情報を生で配信でき、視聴者と意見の交換が可能であるため、Ctripの持つ巨大なプラットフォームにおいて、双方向のPRが可能であり、中国国内のFIT（個人旅行者）と相互交流ができることからFITの望む本県の情報提供や旅行造成の効率化が図れる。 上海携程商務有限公司は日本の他自治体（道府県単位で5、市単位では1）※と連携協定を締結しているため、今後、単体では難しいPR事業等で他自治体と連携し、中国国内での本県の知名度の向上や費用負担の削減を図ることもできる。本県もコロナ禍収束後、長期的に事業を実施することを視野に上海携程商務有限公司と連携協定を締結する予定。 <p>※…大阪府・大阪観光局、北海道・北海道観光振興機構、高知県、愛知県、大分県、横浜市</p> <p>コロナ禍収束後速やかに外国人観光客の再訪を促し、また長期的には、本県の国際観光地としての認知を高めていくために、中国最大のOTAである上海携程商務有限公司（Trip.comグループ）と業務委託契約を締結することが最も合理的である。</p>
随意契約の適用条項	<p>【適用項目】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>